

つくば市事業系一般廃棄物の減量に関する指導要項

(目的)

第1条 この要項は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、つくば市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成10年条例第26号。以下「条例」という。)及びつくば市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則(平成11年規則第11号。以下「規則」という。)に基づき、事業活動に伴って多量に一般廃棄物を排出する事業者に対し、一般廃棄物の発生抑制及びその適正な分別、保管、再生等の処理(以下「適正な処理」という。)について指導を行い、事業系一般廃棄物の減量及び資源化を推進することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 この要項の対象は、規則第3条に規定する「日量平均100キログラム以上の事業系一般廃棄物を排出する者」とする。

2 日量とは、事業系一般廃棄物排出日における排出量とする。

3 複数の店舗、支店等から事業系一般廃棄物を排出する者は、排出する事業系一般廃棄物の量を合計する。

(多量排出事業者等の責務)

第3条 多量排出事業者は一般廃棄物の発生抑制及びその適正な処理の推進に関する業務を担当させるため、建築物(複数の店舗、支店等を有する場合は、その店舗、支店等)ごとに一般廃棄物管理責任者を1名選任し、市長に届けなければならない。

2 一般廃棄物管理責任者は、毎年4月30日までに、その年の4月1日からの1年間における建築物ごとの一般廃棄物の減量に関する計画(以下「減量化等計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

(指示)

第4条 市長は、前条の規定により提出された減量化等計画書の内容を審査し、必要に応じて、指示を行うものとする。